

練馬区立図書館条例

平成5年3月18日

条例第42号

最近改正 平成14年3月19日条例第50号

(設置)

第1条 練馬区に図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、練馬区立図書館(以下「館」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 館の名称および位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 館は、法第3条の規定に基づき、おおむねつぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、新聞、雑誌、地域資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の館内および館外利用に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理および保存に関すること。
- (3) 読書案内および読書相談に関すること。
- (4) 移動図書館による図書の貸出しに関すること。
- (5) 読書会、研究会、鑑賞会等の開催および奨励に関すること。
- (6) 郷土資料の収集、展示および保存に関すること。
- (7) 他の図書館、図書室その他関係機関との連絡および協力ならびに図書館資料の相互貸借に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業

(休館日等)

第4条 館の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

2 委員会は、図書館資料の整理および施設設備の点検を行うため、練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、館の館内整理日を設けることができる。この場合において、館は、開館しないものとする。

(開館時間等)

第5条 館の開館時間は、午前9時から午後7時までのとおりとする。ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)第3条に定める休日については、午前9時から午後5時までとする。

2 委員会は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 視聴覚室、会議室、郷土資料室または展示コーナーを設置する館にあっては、当該施設の利用時間は、規則で定める。

(入館制限等)

第6条 委員会は、つぎの各号の一に該当するときは、入館を制限し、または退館させることができる。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 館の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が入館を不適當と認めたととき。

(損害賠償の義務)

第7条 館を利用する者は、施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。図書館資料等を利用する者が当該図書館資料等を亡失し、著しく汚損し、または損傷した場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ない理由があると認めたとときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表中練馬区立南大泉図書館に係る部分については、規則で定める日から施行する。

(平成5年3月教規則第5号で、平成5年6月29日から施行)

付 則 (平成6年10月条例第48号)

この条例は、平成6年11月1日から施行する。ただし、練馬区立光が丘図書館の供用開始の日は、練馬区教育委員会が別に定める。

付 則 (平成8年6月条例第42号)

この条例は、平成8年8月28日から施行する。

付 則 (平成11年3月条例第29号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月条例第50号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
練馬区立光が丘図書館	東京都練馬区光が丘四丁目1番5号
練馬区立練馬図書館	東京都練馬区豊玉北六丁目8番1号
練馬区立石神井図書館	東京都練馬区石神井台一丁目16番31号
練馬区立平和台図書館	東京都練馬区平和台一丁目36番17号
練馬区立大泉図書館	東京都練馬区大泉学園町二丁目21番17号
練馬区立関町図書館	東京都練馬区関町南三丁目11番2号
練馬区立貫井図書館	東京都練馬区貫井一丁目36番16号
練馬区立稲荷山図書館	東京都練馬区大泉町一丁目3番18号
練馬区立小竹図書館	東京都練馬区小竹町二丁目43番1号
練馬区立南大泉図書館	東京都練馬区南大泉一丁目44番7号
練馬区立春日町図書館	東京都練馬区春日町五丁目31番2 201号

練馬区立図書館条例

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
練馬区立光が丘図書館	1 毎月第2月曜日を除く月曜日。ただし、その日が祝日法第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。 2 5月4日 3 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
練馬区立練馬図書館	
練馬区立石神井図書館	
練馬区立平和台図書館	
練馬区立大泉図書館	
練馬区立関町図書館	1 毎月第2火曜日を除く火曜日。ただし、その日が祝日法第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。 2 5月4日 3 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
練馬区立貫井図書館	
練馬区立稲荷山図書館	
練馬区立小竹図書館	1 月曜日。ただし、その日が祝日法第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。 2 5月4日 3 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
練馬区立南大泉図書館	
練馬区立春日町図書館	1 火曜日。ただし、その日が祝日法第2条に定める日（1月1日および5月3日を除く。）に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。 2 5月4日 3 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで